

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の 内 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5022A	5022001				内閣官 房、人事 院、内閣 府、公正 取引委員 会、警察 庁、防衛 省、金融 庁、総務 省、法務 省、外務 省、財務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、農林 水産省、 経済産業 省、国土 交通省、 環境省	民法第 466条 第2項	契約当事者が反対の意思表 示をした場合には、債権譲 渡を行うことが出来ない。(民 法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を 特定目的会社等に拡大している。		-			-	社団法人 第 二地方銀行 協会	1	A	国・地公体等の公的機関向 け金銭債権の譲渡禁止特 約の適用除外(譲渡先が金 融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機 関向け金銭債権については、売 買契約・請負契約上、譲渡先が 金融機関の場合は債権譲渡禁止 特約の適用除外とすることを統一 化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権に は譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小 企業の資金調達のために売掛債権担保融資を 行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間 を要することから、中小企業の円滑かつ機動的 な資金調達を阻害している。		
5032A	5032002				内閣 府、金 融庁、	「個人 情報保 護法第 23条	同一グループ等において、 本人が自己の個人データが どのように取り扱われるかを 知りうる状態にした上で、本 人の同意を得ずに共同利用 することができる。	c		う、第23条第4項第3号は、本人への便益提 供等のために、一定の契約関係の下に、特 定の者間で個人データが相互利用されて いることに配慮した例外規定である。すなわ ち、本規定は、あらかじめどのような種類の 個人情報か、どのような目的で、どの範囲の 企業間で共同利用されるかについて通知等 を行うことにより、本人との関係でどのような 場合を第三者提供と考える、全体を当事者と みなし、例外的に本人から同意を得なくてもよ いこととしたものである。 ご指摘のとおり、法は、個人情報の有用性に 配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること を目的としているところ、共同利用について は、利用目的や利用者の範囲等が広くなりす ぎないようにすべきではないかとご指摘もあり 、ただちに本規制を緩和することは困難であ ると考えられる。また、そもそも法は、個人 情報を事業の用に供する者を広く(対象とし て、個人情報の取扱いに関して共通する必要 最小限のルールを定めたものであり、法で特 定分野の規制を緩和することは、法の趣旨に なじまないものと考えられる。 本規定については、一定の事項をあらかじめ、 本人に通知することのほか、本人が容易 に知り得る状態に置いておくことも許容してい るところ、ご要望の事項については、本規定 を活用することによりご対応されたい。	「金融グループ内の企業については、 業務範囲規制等を通して情報が共有 される範囲が顧客にとって違和感の無い 金融関連分野等に留まる中で、本 件緩和によって金融グループの総合 力を活用した顧客利便性の向上が期 待されることから、金融グループ内 の企業については、グループ外の企 業に比してより柔軟な対応が認められ るべきと考える。」	前回回答したとおり、個人情報の保護に関す る法律における共同利用の規定をただちに 緩和することは困難であると考えられる。ま た、そもそも本規定は、グループ企業を通じ て総合的なサービスが提供されている実態を 踏まえた例外規定であり、ご指摘のような個 人情報の取扱いについては、本規定の活用 で対応が可能な状況であると考えている。	都銀懇話会	2	A	金融グループ内における個人 顧客の情報共有に関する 規制(個人情報保護法等) の見直し	・同一金融グループ内での個人 顧客の情報共有について、共同 利用に関する要件を緩和、		・わが国金融機関が多様化する顧客ニーズに的確に 対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくために は、グループ内の協働を一層進めていくことが重要。個人 顧客の情報共有に関する現行制度は、こうした取組み を円滑に進める上での阻害要因となる。 ・そもそも個人情報保護法の目的は「個人情報の有用性 に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」とされており、個人情報の保護と利用のバランスについて十分な配 慮が重要。 ・同一の銀行グループ内での個人顧客の情報共有につ いては、主として顧客に対する利便性の高いサービスの 提供等を目的とするものであり、顧客のベネフィットに資 すると考えられるほか、金融グループの業務範囲規制等 を通じて、情報の利用範囲が顧客の予見可能な範囲内 である金融関連分野等に限定されることから、これをグ ループ外との共有と同じく規制することは望ましくない。 同一金融グループ内における個人顧客の情報共有につ いては、共同利用における共同利用者の範囲の顧客宛 通知等を不要とするなど、現行規制の見直しを行うべき。 ・この点、米国では、金融機関による個人顧客の情報共 有について、共有する第三者がグループの内か外かで 取扱いを区別し、グループ外ではプライバシーの確保に 重点を置き、情報共有の際に顧客に対するオプトアウト 権の付与を義務付ける一方、グループ内についてはプ ライバシーの問題よりも情報共有による顧客利便性を考慮 し、個人顧客の情報共有が原則自由とされている。	・個人情報保護法第23条 ・金融分野における個人情報 保護に関するガイドライン第13 条 ・現在、同一金融グループ内に おける個人顧客の情報共有 は、顧客からの個別の同意 取得、オプトアウトの付与、 利用目的や共同利用者の範 囲等を予め顧客に通知して行 う共同利用に限定されている。				
5041A	5041009		G01		内閣 府、	被災者 生活再 建支援 法施行 令	支援法は、自然災害により、生活 基盤に著しい被害を受けた世帯 であって、経済的理由等により自 立して生活を再建することが困難 な被災者に対し、都道府県が相 互扶助の観点から拠出した基金 (600億円)を活用して支援金を 支給することにより、被災者の自 立した生活の再建を支援するも の。 ●支援金は、全壊又は大規模半 壊世帯に対し、生活関係経費又 は居住関係経費の合計で最高30 0万円を支給。 ●支給対象経費については、生 活関係経費として、家財道具等に 最高100万円、居住関係経費とし て、賃貸住宅の家賃、解体撤去 費、借入金利息等に最高200万 円(うち家賃関係は最高50万 円)。 ●申請期間は、経費項目(生活関 係経費、居住関係経費)ごとにそ れぞれ定められている。 ●国は被災者生活再建支援法人 (都道府県が拠出した基金を管理 する法人)が支給した額の1/2を 補助する。	e, f	●被災者の生活再建は自助を基本とし、また、被災者支援については被災地方公共団 体が対応するのが原則であるが、本制度は、被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害が発生した場合に、全国 の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国はその費用の1/2を補助するものであり、要望内容はいわゆる従来型の財政 措置に関するものである。 (参考) なお、本制度は、平成16年の法改正によ り、支給限度額の引き上げ(100万円から300 万円)、居住安定支援制度の創設(住宅の解体 撤去費やローン利子を対象に最大200万 円)、支給対象世帯の拡大(大規模半壊世帯 の追加)等の制度拡充を行った。また、法改 正後も、支援金手続きにおける領収書提出 の廃止、生活関係経費の細かな区分廃止、 概算払いの限度額拡大(最大300万円)等の 運用改善を行っている。	-	-	社団法人日 本ニュービ ネス協議会連 合会	9	A	被災者生活再建支援制度 の拡充	被災者生活再建支援制度は、所得制限、使途制限、申請期限などの制限が厳しく、被災地の実情に十分応えることのできる制度になっていない。ゆえに、各種制限の見直し、緩和を要望いたします。	所得制限の見直し～同制限の基礎となる所得制限が、その世帯の家族構成や人数などに一切関係なく一律に決められているが、地域によっては2世帯家族、3世帯家族が多く、合算して所得制限にかかってしまう。制度の簡素化～支援金の経費区分、対象経費の範囲、支給条件の制約など、極めて複雑かつ煩雑であり、被災者が制度を理解して申請書や実績報告書を作成するのが大変な負担になっている。		左記の問題点を改善解消することにより、自然災害により甚大な被害を受けた住民・市民に対して、迅速かつ実情に合った支援が可能となる。窓口における申請・相談の混雑や混乱も解消できる。	被災者生活再建支援法第3条 ほか				
5041A	5041010		G01		内閣 府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日 本ニュービ ネス協議会連 合会	10	A	被災者生活再建支援制度 における支援対象経費の対 象範囲拡大	支援の対象範囲を拡大し住宅の修繕費、再建築経費を含めること、また、宅地の原形復旧についても対象とすること	支援の対象範囲を拡充することにより被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援の対象は、家電製品、たんす、寝具等の物品の購入費又は修理費、住宅の解体費、賃貸住宅の家賃、引越費用等に限られており、被災者の住宅再建のために最も必要な住宅の修繕費・再建築経費、宅地の原形復旧費が対象になっておらず被災者が自立して生活を再建することに対し大きな阻害要因となっていること、	被災者生活再建支援法、同施行令第3条	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041011		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	11	A	被災者生活再建支援制度における住宅解体費用の対象範囲・割合の拡大	支援の対象範囲を拡大し現在地に住宅を再建する場合に限らず、他の土地に再建する場合及び再建することができない場合の解体費も対象とすること。また、支援割合につき解体費用の全額とし100%を対象とすること	支援の対象範囲を拡大し、充実することで被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援の対象は、住宅の解体費については現在地に住宅を再建する場合に限られており、他の土地に再建する場合には、土砂災害の発生のおそれがある等のやむを得ない事由がなければ対象とならない。また、高齢者世帯など、新たに住宅を再建する資力のない世帯が、新築を行わず、被災住宅の解体のみを行った場合には、解体費を対象とすることができない。さらに、解体費を対象とすることができる場合であっても、支出した解体費の70%しか対象とすることができない。これらの制約が被災者が自立して生活を再建することに対し大きな阻害要因となっていること。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条	
5041A	5041012		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	12	A	被災者生活再建支援制度における経費区分及び支給条件の整備・拡充	生活関係経費、居住関係経費の区分を廃止するとともに、資金使途を撤廃すること	支援金の支給条件見直しにより、被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の上限額が生活関係経費と居住関係経費ごとに定められているほか、対象となる経費の範囲が狭く、またそれぞれの対象経費についても、支給条件等の制限が厳しく定められている。これらの制限があるため、支援金の上限額まで使うことができない世帯が多く、この見直しにより被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	
5041A	5041013		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13	A	被災者生活再建支援制度における経費支出期間の38か月への延長による支援制度の充実	支援金の支出期間につき経費区分に係わらず、一律発災後38か月とすること	支援金の支出期間見直しにより、被災者の生活再建をより一層支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の対象とすることができる経費の支出期間が対象経費の区分ごとに定められており(生活関係経費は延長後で発災後30か月、家賃等の居住関係経費は同26か月、家賃等以外の居住関係経費は同38か月)この見直しにより一層の充実に被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	
5041A	5041014		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	14	A	被災者生活再建支援制度における支援の範囲を建物半壊以上に拡充	支援の範囲を建物半壊以上を対象と拡充し、支援額の決定に際しては被害度合いに応じ行うこと	支援の範囲を拡大と、被害の度合いに応じた支給額とすることで実情に応じた支援対策を行うこと	現行支援策にあっては、支援の範囲が建物全壊及び大規模半壊に限られているが、支援の範囲を半壊以上とし対象を広げ、また被害度合いの段階(5%毎)に応じた支援額の設定(被害の度合いが増す毎に支援額が緩やかに増加)を行い、きめ細かな支援を実施する。	被災者生活再建支援法、同施行令	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041015		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	15	A	被災者生活再建支援制度における「大家族制」に不利な条項の見直し	支給条件中支給限度額が世帯の年収額により区分されているが、所得制限につき生活実感を反映した世帯の家族構成や人数などを加味して基準を見直すこと	所得制限の設定に際し、その世帯の家族構成や人数などを加味し生活の実感に合わせた算出方式に代入現行基準を見直すこと	現行支援制度にあつては、「所得制限」の基礎となる世帯の年収額が、その世帯の「家族構成」や「人数」に関係なく一律に定められている。中越地震で、特に被害の大きかった農村部では、二世帯家族、三世帯家族が多く(「大家族制」、家族の収入を合計すると所得制限にかかってしまふ。このため核家族より大家族が相対的に支援が得られないケースが生じた。	被災者生活再建支援法、 同施行令	
5041A	5041016		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	16	A	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	被災者が制度を理解し自ら申請書を容易に作成できるように制度の簡素化を図り、申請書様式を分かり易く(また、調査様式・報告様式についても見直しを行い関係者の負担軽減を図る	現行制度においては、支援金の経費区分・対象経費の範囲・支給条件の制約など制度が非常に複雑で分かりにくく、被災者が理解しにくいめ時間を必要とし、関係者一同に過度の負担がかかっていることからその軽減を図る。	被災者生活再建支援法、	
5041A	5041027			z03004	内閣府、	災害の被害認定基準について (H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当)通知)、被災者の生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について (H16.4.1内閣府政策	住家の被害程度の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、市町村が実施する。	e		●災害の被害認定基準は、住家全壊・住家半壊等の基準を定めたものであり、規制ではない。 (参考) 住家の被害程度を認定する基準として「災害の被害認定基準」を定めており、その中で、住家全壊及び住家半壊について簡潔に定義付けし、関係省庁においてもこの統一された基準で運用されているところである。 また、前述の被害認定基準に基づき市町村が被害調査を迅速かつ的確に実施できるよう、標準的な調査方法及び判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めており、これは、災害の被害認定基準における「住家の主要な構成要素の経済的被害」について、標準的な部位別構成比と損傷率を活用することにより、建築の専門的知識がなくとも効率的かつ的確な判断ができるように作成したものであり、全地方公共団体に配布するとともにHPにおいて公開するなど周知を行っている。なお、調査票については参考資料として様式及び記入例を示しているところであるが、地方公共団体が独自に調査票を作成することも可能である。 また、本年10月には、住家の被害認定の際の参考となる資料として、判定の事例と損傷程度の例示を写真にて紹介した参考資料を作成し、地方公共団体に配布したところである。 宅地被害の認定については、災害の被害認定基準のうち住家に係る基準は、住家の被害程度を認定するための基準であり、宅地の被害程度を認定する基準ではない。しかし、宅地の被害により、住家の基礎に損傷が生じている場合や住家が傾くなどの被害がある場合には、住家の被害として取り扱うことが可能である。	-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	27	A	被災者に係る家屋被害状況調査において被害認定基準を合理的な基準に改定し、調査票の改良を図る	「被害認定運用基準」の対象範囲の合理的な見直し	家屋被害状況調査において被害認定基準を限られた期間で効率的かつ適正に判定することができる合理的な基準に改定し、調査票についても、簡便な内容の例示をつける等の改良を図る	内閣府の「被害認定運用基準」による調査は、時間と手間の負担が大きすぎて、大規模な災害でかなりの数の家屋を短期間で判定する必要がある場合には適さない。また、現行基準では「地盤被害」は調査内容に加味されないため、宅地の被害も反映することのできる被害認定基準とする必要がある。	災害の認定基準について (H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当)通知)、被災者の生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について (H16.4.1内閣府政策統括官(防災担当)通知)		
5063A	5063018			z03005	内閣府、財務省、		内閣府の税制調査会については、原則公開としているが会場スペースの都合により傍聴については報道関係者のみとしている。	e	-	税制調査会の審議の模様は現在インターネット配信を行っており情報速やかに提供するよう努めている。	要望者から以下の再意見が寄せられており、ご回答をお願いします。 財務省以外の省庁の審議会等は、原則全てが公開されているのに(報道関係者への公開を含め)、たばこ事業等分科会を含め、財務省所管の審議会等のみが非公開とされている理由が理解できない。会場スペースの都合があるのであれば、省外に会場を借りる方法もある(厚労省等ではそのようにしている)、税制調査会も同様とすべき。 「議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており」との回答であるが、これは会議の公開とは同じではない。公開しても支障がないことは、他省庁で実証されていることから、動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、透明性を高め、合意形成を進めるために、公開は不可欠である。	e		内閣府の税制調査会については、原則公開の方針に基づき、傍聴(報道関係者のみ)を行っている。なお、一般傍聴については、その代わりとして広く国民に審議の模様をご覧頂くためインターネットによる審議中継の配信を行っているところである。なお、他の会場を借用することからは多額の経費が発生することから限定的とならざるを得ないが、今後とも審議の模様については、インターネット配信等により公開に努めている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、 特定非営利活動法人「日本禁煙学会	18	A	財務省の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会、政府税制調査会など、財務省の審議会は、ホームページの週間予定には開催が掲載されているが、全て非公開となっている。他の省庁の審議会等は、以前より全て原則公開(傍聴可能)となっていることから(経済財政諮問会議等の以外を除き)、財務省も同様とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホームページで公開され、1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5063A	5063020			z03006	内閣府、	・特定 非営利 活動促 進法 ・行政 手続等 における情報 通信の 技術に 関する 法律	特定非営利活動促進法では、市民による監視機能の充実を図る観点から、役員・社員名簿に開し、居所又は住所を地番まで正確に記載することを求めている。提出された役員・社員名簿は、特定非営利活動促進法により書面にて縦覧・閲覧に供されるときにも、更に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づいて、ホームページでも縦覧・閲覧に供している。	C	I	個人情報保護の観点から提案された本要望は、以下のとおり特定非営利活動促進法における考え方と相容れないものであり、受け入れられない。 特定非営利活動促進法(以下「法」という。))においては、特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって、育てられるべきであるとの基本理念の下、広範な情報公開制度が設けられている。その一つとして、所轄庁が、特定非営利活動法人から提出される役員名簿、社員名簿等を公開することが義務づけられている(法第29条第1項、第30条第2項)。 また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成15年2月3日施行)に基づき、平成16年4月からホームページによる役員名簿、社員名簿等の公開を行っている。 役員名簿、社員名簿を公開する目的は、特定非営利活動法人に主体的に関わっている者、すなわち役員や社員が法に適合しているか、実在しているかどうかを市民にチェックしてもらうことにある。 役員・社員に関する情報として、所轄庁に提出されるものは、役員については自己申告の名簿と宣誓承諾書、社員については自己申告の名簿のみであり、市民によるチェックは重要な意味を持つものとなっている。この際「本人を特定できる情報」が公開されるとが重要であり、何丁目何番地まで明記した住所としているところである。なお、実際に特定の個人について、市民から所轄庁へ提供された情報により、申請団体を不承認とした事例や事実確認を行った事例がある。		C	I	「個人情報」とは、個人情報保護法第2条によれば、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもので、NPO法の閲覧に供せられる居住番地等の明記された役員名簿と社員名簿及び登記簿基本の氏名居住番地号情報も、この「個人情報」に含まれると解される。そしてその法第23条では、「本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止」を定めている。 一方、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第5条で、「行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。))については、…書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書録の縦覧等を行うことができる。」としているものの、NPO法による閲覧は、認証庁の窓口で申請して、所定の場所での閲覧とされているので、「(申請等に基づくものを除く。))とされていることから、この第5条でのネット公開は許容はされない。もし百歩譲って、許容されるとしても、それは事業報告等当該法ではあるかもしれないが、役員・社員名簿に居住番地号入りの「個人情報」のホームページ掲載は誰でもネットで見ることができるところから、個人データの第三者提供となり、個人情報保護法に抵触するとせざるを得ず、ホームページ掲載は許容されないと解すべきである。			特定非営利活動法人「子どもに無縁環境を推進協議会、特定非営利活動法人 日本禁煙学会	20	A	特定非営利活動促進法で、代表理事以外の理事の個人情報(自宅住所)のネット掲載を市区までとすべき	特定非営利活動促進法が第16条で、理事全員に代表権があると定めているために、理事全員の登記、及び認証庁での閲覧により、自宅住所などの個人情報や第三者が知ることが可能となっているが、いくつかの認証庁が行っているネットでの登記簿情報及び役員名簿と社員名簿の掲載(以上いずれも自宅住所)は、代表理事以外は市区までとし、個人情報を保護すべきである。	内閣府は、ネットで、過去3年間の役員及び社員10人の氏名及び住所・居所名簿について閲覧請求があった場合には所轄庁は拒めないが、認証庁が登記簿情報を含め、これら自宅住所をネット上に掲載しているのは、個人情報保護の観点から問題があり、代表理事以外の自宅住所は掲載すべきでない(公開することでも市区までとすべき)。個人情報の一方的な公開により、商業上あるいは悪意ある人により、個人情報が容易に収集され、売買される危険がある。	特定非営利活動促進法、個人情報保護法	
5074A	5074001			z03007	内閣府、	-	-	-	-	本件については、当堂としても社会的な要請等を踏まえ、検討しているところである。		-			-	日本共済協会・共済生協懇談会	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化	今日、生活協同組合が実施する共済事業に対し、「消費者保護」を大義とした保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望が見受けられます。生活協同組合の組織的特質、社会的役割を踏まえた必要ない規制は、日本の協同組合の健全な発展を阻害するものであり、国民生活の安定化とは逆行するものと考えざるを得ません。従って、これらの意見・要望を検討される際には、貴「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、対応方を要望します。	1. 政府が進められる構造改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進を図ることや官業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図ることに、消費者・利用者の選択の拡大を通じて質の高い多様なサービスを享受できる豊かな国民生活を実現するものと認識しています。共済事業に対する保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り貴会議の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。 2. 消費生活協同組合法では「この法律は、国民の自発的な生活文化の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とする(第1条)」ことや、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をするを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)」と規定しています。このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合は、一人一人では力の弱い消費者が相互扶助により自らの要求を実現するための非営利の組織であり、組合員自らが事業の利用と共に運営へも参加する組合員の総意による自主・自律の組織として、購買、医療、介護、共済等と様々な分野で事業を行い、広く国民に受け入れられ、これまで健全な発展を遂げてきました。(根拠法令等：要望理由続く)	組合員数は2005年度には5,000万人を超え、生活協同組合の行う共済事業の果たす社会的役割は、非常に大きいと考えています。 そのような中で、「消費者保護」を大義とした必要ない規制論は、国民生活の安定を損なうものであり、到底受け入れられません。共済事業における組合員・共済契約者の利便性の向上やその保護を図る措置については、法やなどにより必要な対応は講じられていますが、日本共済協会の生活協同組合の会員で構成する共済生活協同組合においては、現代の社会環境や消費者・生活者を取り巻く環境の変化に合わせ、自律的立場で更なる検討をすめ、2006年3月に「消費生活協同組合における共済契約者保護についての対応策」を取りまとめ公表し、その対応については、早急に実施を目指すこととしています。 また、現在、所管省庁である厚生労働省においては、「生活制度見直し検討会」が設置され、見直しの方向性について検討が進められておりますが、当懇談会としても今日の生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き、有識者、消費者からのご意見等も伺ってきたいと考えています。		
5013A	5013001			z03008	-	-	本件は規制改革要望にはあたらないため、回答致しません。					-			-	聖あけぼの大学(IT私塾・個人)	1	A	既存思考の思维に対する学問の改革運動として審議学会の推進	この数年、処置なしの事例が発生し、単に前例が無い、または思惟を超えたとの曖昧な玉虫色で終わっている。起きた教訓を無駄にせず学問的に取り上げ物心両面に国民生活向上に資するために私・公を問わず最高教育、研究機関かつ関心のある学者からなる審議学会で21世紀の思考方法を諮問する。例えば、必ずしも法制的や倫理上に抵触しないが歴史問題となる事柄を、まず学術の世界から提議。但し、既存の組織では不能となるために新組織が肝要。その後、各界の参画。	現在人間思考が対人間観すらも唯物化の傾向が著しい。教育環境のいじめ発生等は教育の根幹を揺るがせ、諸国問題は唯物かつ精神に関わりがあることから国民生活に重大な影響を与える。これらに共通していることがある。それは低学年も特定の思维に無意識的な「無」の介在がなされることからイデオロギー化の傾向が発生しやすいた、その限定された自己意識を自覚させる思维作用が学問的に引き出すことで解決可能となることと、この活動があらゆる分野に、未来志向の芽生えを生じさせ、国民生活に希望を与える礎となる。	本年、近隣国との不和の要因にもなり、この解決は生活者、個々の生活化に寄与し、広くは新世紀の社会システム構築にまで関係する。何故なら、わが国では現在、政治、経済、教育等の思维に無意識的な「無」の介在がなされることからイデオロギー化の傾向が発生しやすいた、その限定された自己意識を自覚させる思维作用が学問的に引き出すことで解決可能となることと、この活動があらゆる分野に、未来志向の芽生えを生じさせ、国民生活に希望を与える礎となる。	教育基本法第17条	
5041A	5041003			z03009	-	-	本件は税財源措置を求めるものであり、規制改革要望の対象外とさせていただきます。					-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	3	A	医療法人の納税義務の免除若しくは軽減措置	医療法人における法人税の納税義務を社会福祉法人と同様に免除、若しくは軽減税率の適用を検討してほしい	前項の履行	医療法人は医療法第7条第5項において営利を目的とする医療行為を禁止されている。従って、医療法上は医療法人を非営利法人として規定していると思われる。しかし法人税法上は株式会社のような営利法人と同様に、普通法人として課税される。また、介護保険法下の介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人は非課税なのに対して、医療法人が介護老人保健施設を運営した場合、その所得に対しては普通法人として法人税が課税される。この矛盾を解消していただきたい。	法人税法・医療法・介護保険法	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041031			z03010	ー					本件は税財源措置を求めるものであり、規制改革要望の対象外とさせていただきます。		-			-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	31	A	軽油引取税における暫定税率の撤廃	平成5年の軽油引取税の改定に際し、政府主導によりアップ分については流通価格に転嫁するよう所要の対策を講じることとされたが、運賃値下げ要請が強まる中では転嫁することが困難で、トラック運送業者の負担となっており、厳しい経営を余儀なくされている。このため、安全対策や環境対策社会との共生を図るための対策を講じること難しい状況にある。こうした現状をご理解願ひ、善処方お願いしたい。	軽油引取税における暫定税率のうち、平成5年アップ分7円80銭の撤廃をお願いしたい。	トラック運送業者のコスト負担の軽減により、安全対策・環境対策の強化を図ることができる。	地方税法第700条	